

大和市保育所設置条例の一部を改正する条例

大和市保育所設置条例(昭和62年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。
別表大和市立若草保育園の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(建物の減額譲渡)

- 2 市長は、保育所としての用途を廃止した後の当該保育所の用に供していた建物を、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する保育所を経営する事業を行う社会福祉法人の保育所の用に供するために、当該社会福祉法人に対し時価よりも低い価額で譲渡することができる。

